

入 札 説 明 書

令和 6 年大阪市政府（令和 6 年 10 月 9 日）にかかる入札公告に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和 6 年 10 月 9 日（水）

2 契約担当

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号（大阪市政府 4 階）

大阪府総務局行政部総務課（総務グループ）

電話 06-6208-7415 電子メールアドレス ba0002@city.osaka.lg.jp

3 入札に付する事項

(1) 調達案件及び予定数量

令和 7 年度 大阪府役所本庁舎で使用する都市ガス調達 278,700 m³

(2) 調達物件の特質等 仕様書による

(3) 履行期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所 大阪府役所本庁舎（大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号）

4 入札参加資格

次に掲げる要件の全てを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること

(2) 大阪府競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(3) 大阪府契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(4) 令和 4・5・6 年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「13 その他代行 26 そ

の他 01 その他」で登録していること

なお、本市の入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請を令和6年10月29日（火）までに契約担当（2に同じ。）に行えば、契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループで当該審査を行う。資格審査申請の詳細については契約担当（2に同じ。）に問い合わせること。

- (5) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の規定に基づきガス小売事業の登録がある事業者であること
- (6) 入札参加申出時において、本市が適正と認める大口供給制度供給条件等を定めていること

5 入札参加申請書等の交付

(1) 交付期間

公告の日から令和6年10月29日（火）までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

大阪市総務局ホームページ上及び契約担当（2に同じ。）

6 入札参加申請等

(1) 申請書類

入札参加を希望する者は、「入札参加資格審査申請書」を提出し、大阪市の入札参加資格の審査を受けなければならない。

(2) 受付期間

公告の日から令和6年10月29日（火）までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

(3) 受付場所

契約担当（2に同じ。）

- (4) 申請書類は、受付期限までに受付場所に持参又は大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号。以下「契約規則」という。）第 25 条第 2 項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）により、提出しなければならない。郵便等による場合は、受付期間内に必着すること。
- (5) 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- (6) 受付後の申請書類の撤回は認めない。

7 質問事項の受付、締切り及び回答について

- (1) 質問は、契約担当（2 に同じ。）あて別紙「質問票」により提出すること（電子メール可）。
- (2) 質問の受付期間は、公告の日から令和 6 年 10 月 30 日（水）午後 5 時 30 分までとする。
なお、締切り以降の質問については受け付けない。
- (3) 受付した質問への回答については、令和 6 年 11 月 14 日（木）午前 10 時から令和 6 年 12 月 19 日（木）午後 5 時まで総務局ホームページ公告本文内に掲載する。

8 入札参加資格の審査及び通知

- (1) 入札参加申請の提出書類により入札参加資格を審査し、結果を令和 6 年 11 月 14 日（木）付けで通知する。
- (2) 入札参加資格を認めなかった申請者には、理由を付して通知する。
- (3) 入札参加資格を認めた申請者には、同日より契約担当（2 に同じ。）において供給申込書（以下「入札書」という。）を交付する。

なお、入札参加資格を認められなかった申請者は、本市に対して説明を求めることができるため、令和 6 年 11 月 26 日（火）午前 10 時までに契約担当（2 に同じ。）あて書面を持参の上、提出しなければならない。回答については、令和 6 年 12 月 2 日（月）までに書面で回答する。

9 入札執行の日時等

- (1) 入札書受付期間 令和6年12月9日（月）午前10時から午前10時30分まで
- (2) 入札執行の日時 令和6年12月9日（月）午前10時30分
- (3) 入札執行の場所 大阪市役所本庁舎地下1階 共通会議室

ただし、郵便等による入札の場合は契約担当（2に同じ。）あて令和6年12月6日（金）午後5時30分までに必着のこと

10 入札に参加することができない者

- (1) 入札参加受付期限までに申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者
- (2) 入札参加受付期限日から開札までの間において、「4 入札参加資格」の要件を満たさなくなった者

11 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

（ただし、大阪市契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。）

- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本円
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

13 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申出書等を令和6年10月29日（火）午後5時30分までに受付場所に、指定した方法で提出（必着）のこと

なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならな

い。提出された審査資料の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

14 入札の無効

契約規則第 28 条第 1 項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

15 その他

- (1) この調達、WTO に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 落札者又は契約の相手方に決定された時は、遅滞なく、契約担当（2 に同じ。）に別紙の大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書を提出しない場合は、契約の締結を行わないものとする。また、当該誓約書を提出しなかった落札者又は契約の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づき停止措置を行う。
- (5) 契約の締結は、令和 7 年度予算が発効したときとする。